

市内に住宅を取得した子育て世帯、新婚世帯等に住宅取得奨励金を交付します

○奨励金の額

新築住宅・建売住宅 50万円 中古住宅 25万円

○転入加算

市外から転入した方には、奨励金に20万円を加算します。

※世帯員全員が転入者(対象住宅の工事請負契約または売買契約の日以降に市外から転入した方)の場合に限る。

○水道加入金助成加算

令和4年4月1日以降に建物の所有権の保存登記が完了した新築・建売住宅の場合、奨励金に給水管の口径に応じて助成金を加算します。

給水管の口径 13mmの場合 ・ ・ ・ 12万円
20mm以上の場合 ・ ・ ・ 19万円

○対象者

対象住宅の所有者で、所有権の保存または移転登記が完了した日現在、以下のいずれかに当てはまる方。

- ① 中学生以下のお子さんがいるご家族
- ② 結婚から5年以内のご夫婦
- ③ ①または②に当てはまるご家族と新たに同居する父母・祖父母

この他にも対象者や対象住宅についての条件がございます。
詳細や申請方法については電話または二次元コードからご確認ください。



問 本庁 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線120

市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭の家賃を助成します

○助成金の額

月額1万円(家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額)
※交付は年度末にまとめて行います。

○助成期間

申請のあった翌月から最長36か月間

○対象者

- ・結婚から3年以内のご夫婦
- ・申請時にいずれも40歳未満のご夫婦
- ・家賃月額が5万円以上の賃貸住宅
- ・申請者と同居者全員の前年(申請日が1月から6月までの場合は前々年)の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下

この他にも条件がございます。
詳細や申請方法については電話または二次元コードからご確認ください。



問 本庁 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線123